

大淀あらかしテレビ有料広告放送実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、大淀町（以下「町」という。）が運営する大淀町自主放送「大淀あらかしテレビ」への広告放送（掲載）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告放送の種類)

第2条 放送する広告の種類は、動画広告と静止画広告とする。

(広告放送の位置)

第3条 広告の放送位置は、大淀あらかしテレビ（11ch）の中で町が指定した次の位置とする。

(1) 動画広告は、定時動画放送の枠内とする。

(2) 静止画広告は、文字放送の枠内とする。

2 動画広告及び静止画広告の放送回数は、1日6回以上とする。

3 動画広告及び静止画広告の放送開始日は、毎週金曜日とする。

(広告の規格等)

第4条 放送する広告の規格は次のとおりとする。

(1) 動画広告は、DVDもしくはブルーレイディスクの映像とし、映像、音声を有するものとする。

(2) 静止画広告は、縦1080ピクセル×横1440ピクセル、形式はBMP・JPEGのいずれかとする。また、広告の四隅のいずれか一カ所に「広告」と表示すること。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱規程第7条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第1号）に放送しようとする動画広告映像、または静止画広告の場合は広告の版下（版下の制作を町に依頼する場合はその原稿）を添えて、希望する放送掲載日の3週間前までに町長に提出しなければならない。

2 広告の放送時間は次のとおりとする。

(1) 動画広告は1広告15秒とする。また、15秒2枠分（合計30秒）を1広告とすることもできる。この場合広告放送料は2倍とする。

(2) 静止画広告は1画面20秒とする。また、引き続く1画面と合わせて2画面までを1広告とすることもできる。この場合広告放送料は2倍とする。

3 動画広告及び静止画広告の放送期間は1週間とし、連続する放送期間は最大52週までとする。

(募集)

第6条 広告掲載の募集は、随時行うものとし、掲載は先着順とする。

- 2 同時に申込者が複数ある場合は、取扱規程第4条に規定する優先順位によるものとし、優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、くじによる。

(広告放送料等)

第7条 広告放送料金は、別表のとおりとする。ただし、放送期間中、議会中継、緊急放送、機器の不具合などにより放送回数が第2条第2項の放送回数を下回った場合でも広告放送料は返還しない。

- 2 取扱規程第15条の規定により返還する広告掲載(放送)料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

(広告内容等)

第8条 広告放送のデザイン及び内容は、大淀あらかしテレビのイメージを損なうことのないよう、協議のうえ掲載するものとする。

- 2 広告における、著作権、肖像権などは広告主において確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(1) 動画広告の場合、映像、音楽、イラスト、写真、ロゴなど。

(2) 静止画広告の場合、デザイン、イラスト、写真、ロゴなど。

(損害賠償等)

第9条 広告の放送により発生した広告主の損害については、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

- 2 広告が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告の放送によるものであっても、その責任は広告主にあるものとし、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

- 1 動画広告放送料は、下記の1週間単価×週数とする。

区 分	町内1週間単価	町外1週間単価
1～11週	7,000円	10,500円
12～23週	6,300円	9,450円
24～35週	5,600円	8,400円
36～47週	4,900円	7,350円
48～52週	4,200円	6,300円

※町内とは、大淀町内に本・支店・営業所を有する事業所等をいう。

- 2 静止画広告放送料は、下記の1週間単価×週数とする。

区 分	町内1週間単価	町外1週間単価
1～11週	5,000円	7,500円
12～23週	4,500円	6,750円
24～35週	4,000円	6,000円
36～47週	3,500円	5,250円
48～52週	3,000円	4,500円

※町内とは、大淀町内に本・支店・営業所を有する事業所等をいう。